

別表 1

補聴器の種類	交付基礎額	交 付 額
【交付】 ・耳かけ型 ・ポケット型 ・耳穴型 (補聴器本体及び付属機器。ただし、付属機器のみの交付は対象外。)	1台(片方の耳)につき 49,184円 (消費税を含む)	1. 保護者の属する世帯が生活保護世帯の場合 ・交付基礎額49,184円×10/10又は実購入額のうち低い方の額 2. 保護者の属する世帯が生活保護世帯以外の場合 ・交付基礎額49,184円×2/3又は実購入額×2/3のうち低い方の額 *本人1/3負担で100円未満切り捨て⇒100円未満切り捨て分は府が負担 *府交付額32,884円 *自己負担額16,300円
	イヤーマールドを含む場合 1台(片方の耳)につき 59,254円 (消費税を含む)	1. 保護者の属する世帯が生活保護世帯の場合 ・交付基礎額59,254円×10/10又は実購入額のうち低い方の額 2. 保護者の属する世帯が生活保護世帯以外の場合 ・交付基礎額59,254円×2/3又は実購入額×2/3のうち低い方の額 *本人1/3負担で100円未満切り捨て⇒100円未満切り捨て分は府が負担 *府交付額39,554円 *自己負担額19,700円

別表 2

補聴器の種類	修理基礎額	交 付 額
【修理】 本事業で交付された補聴器	1台(片方の耳)につき 12,850円 (消費税を含む)	1. 保護者の属する世帯が生活保護世帯の場合 ・修理基礎額12,850円×10/10又は実修理額のうち低い方の額 2. 保護者の属する世帯が生活保護世帯以外の場合 ・修理基礎額12,850円×2/3又は実修理額×2/3のうち低い方の額 *本人1/3負担で100円未満切り捨て⇒100円未満切り捨て分は府が負担 *府交付額8,650円 *自己負担額4,200円